平成30年度 実施方針の策定の見通しの公表について(平成30年10月18日現在)

名 古 屋 市

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年7月30日法律第117号)第15条、および 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則(平成23年内閣府令第65号)第2条による公 表は下表のとおりです。

なお、実際に策定する実施方針が下表の内容と異なる場合や、下表に掲載されていない事業について実施方針を策定する場合があります。

名称	期間	概要	公共施設等の立地	実施方針を策定する時期	所管部署
名古屋市営柳原荘 2 期整備事業	契約の日から 平成 34 年 12 月	名古屋市営柳原荘第 2 期整備に係る設計、 建設及び他団地から の移転支援業務を行 う。	名古屋市北区柳原 三丁目地内	平成 30 年 10 月	住宅都市局住宅部 住宅整備課 電話:052-972-2993